

令和 6 年 度

高岡市国民健康保険事業計画書

1 基本方針

- ・ 本市の国保財政は、被保険者数の減少により、保険税収入の増加が見込めない一方、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加等の影響により、令和6年度も厳しい運営が予想される。今後も、持続可能な制度となるよう、国保財政の健全化に努める。
- ・ 事業運営にあたっては、国民健康保険法第82条の2第8項に基づき、「富山県国民健康保険運営方針」をふまえた事務の実施に努める。
- ・ 国民健康保険税は、国保財政にとって重要な財源である。負担の公平を図る観点からも納税課と連携し、収納率の向上対策を目下の最優先課題として取り組み、その強化に努める。
- ・ 保健事業については、「高岡市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、特定健診等の実施はもとより保健指導及び受診勧奨を強化し、疾病の予防や発症・重症化予防及びメタボリックシンドロームの減少を図る。
また、健康増進課と連携し、「高岡市健康増進計画」に基づき、市民一人ひとりが生活の質を高め、健康寿命を伸ばし、できる限り健康で自分らしい生活を送ることができるよう健康づくりを推進する。
さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業と連携し、効果的・効率的に保健事業を行う。
- ・ 医療費適正化対策については、医療費の通知による健康意識の啓発、医療費の分析、レセプト点検の実施、重複・多受診者・重複・多剤服薬者に対する訪問指導、人間ドック要治療・要精密検査者への受診勧奨、ジェネリック医薬品の利用促進等を通じ、医療費の節減に努める。

2 重点事項

国保財政については、あらゆる対策を講じ、国保財政の健全化を目指す。

1 資格の適用適正化の推進

- ・ オンライン資格確認(資格重複状況の確認)情報等により、社会保険等加入者を把握し、国保脱退の届出を促す。さらに、勧奨に応じない者について、職権での資格喪失処理を行う。
- ・ マル学証交付者(就学者)で卒業予定を過ぎた者の調査を行う。
- ・ 居住不明者の実態調査を実施し、必要に応じて、市民課へ職権消除を依頼する。

2 適正な賦課の推進

- ・ 世帯主及び被保険者の所得に応じた適正な賦課を行うため、所得不明者への申告勧奨を行い、未申告者の解消に努める。
- ・ 災害で重大な損害を受けた場合や、失業、廃業が原因で収入が減少した場合などにより、生活が著しく困難となったと申出のある方に対し、個々の状況に応じた減免制度の適用や分割納付による納付方法の変更などを行う。

3 収納率向上対策の推進

- ・ 資格証明書や短期証の有効活用を図り、納税相談や分割納付の指導を行い、保険税収納率の向上に努める。
(休日及び夜間納税相談窓口の開設も併せて実施する。)
- ・ 初期段階の未納者へ電話催告、文書催告及び訪問催告を実施し、自主納付を促す。
- ・ 納税課との連携強化を図り、債権差押チームによる差押えや臨戸訪問を実施し、滞納繰越額の圧縮に努める。
- ・ 滞納者に対しては、早期の財産調査を行い、資産状況を正確に把握したうえで、個別の納付資力や生活状況に合わせた滞納整理を厳正・的確に実施する。
- ・ 高額滞納者に対しては、財産調査や差押えをより一層強化し、搜索及び公売等を実施するなど機動力を生かした滞納整理を進めていく。
- ・ 地方税お支払サイトでの納付及び地方税統一 QR コードを活用した納付に対応するなど、納税環境の整備・充実を図る。
- ・ パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して簡単に口座振替の申込みができる Web 口座振替受付サービスの利用を促し、口座振替の加入促進を強化する。
(チラシを作成し、納税通知書への同封や窓口に配置するほか、戸別訪問時に口座振替の加入を勧奨する。)

4 医療費適正化対策の推進

- ・ 高齢者の加入割合が高いことや医療技術の進展、高額新薬の認可に伴い、1人当たり医療費は年々上昇している。引き続き医療費上昇抑制対策としてのレセプト点検を強化するとともにジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及啓発の促進など医療費の適正化を推進し、国保事業の健全運営に努める。

5 保健事業の推進

- ・ 特定健診・特定保健指導を通してメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に努める。
- ・ 生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドックを実施する。
- ・ 「高岡市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「高岡市健康増進計画」に基づき健康増進課と連携し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防を中心とした対策の推進を図る。
- ・ 電子レセプトを活用し、糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の治療の進捗状況の管理等を行う。
- ・ KDB（国保データベース）システムから得られるデータを分析することにより、健康課題を明確にした、効果的・効率的な保健事業を推進する。

6 事務処理の適正化

- ・ 事務の効率化などに資する取組みを行う。
- ・ 県補助金等の交付申請にあたっては、適正な事務処理を行う。

3 事業実施の目標値

1 収納率の目標（全体）【増加指標】 収納率向上対策の推進

	R6 目標	R5 目標	R4 目標	R4 実績
現 年 分 収 納 率	94.50%	95.00%	94.00%	94.69%
滞納繰越分収納率	19.00%	18.00%	17.50%	19.69%

2 被保険者1人当たり療養諸費費用額の目標【減少指標】 医療費適正化対策の推進・保健事業の推進

	R6 目標	R5 目標	R4 目標	R4 実績
費 用 額	465,230 円	411,055 円	400,694 円	422,937 円

3 医療費三要素の目標【減少指標】 医療費適正化対策の推進・保健事業の推進

	R6 目標	R5 目標	R4 目標	R4 実績
受 診 率	1,125.90%	1,090.35%	1,109.27%	1,106.86%
1 件 当 たり 日 数	1.88 日	1.87 日	1.89 日	1.85 日
1 日 当 たり 費 用 額	17,502 円	16,072 円	16,536 円	16,477 円

4 レセプト点検による財政効果の目標【増加指標】 医療費適正化対策の推進

		R6 目標	R5 目標	R4 目標	R4 実績
1人当たり 効果額	資格点検	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,451 円
	内容点検	400 円	300 円	300 円	305 円

5 特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標【増加指標】 保健事業の推進

	R6 目標	R5 目標	R4 目標	R4 実績
特定健診受診率	52.0%	60.0%	59.0%	51.6%
特定保健指導実施率	25.0%	60.0%	55.0%	21.6%

6 ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）の目標【増加指標】 医療費適正化対策の推進

	R6 目標	R5 目標	R4 目標	R4 実績
使用割合	80.0%以上	80.0%以上	80.0%	81.9%

4 事業実施体制及び実施方法

事業項目	新規継続 の別	事業実施方法		事業実施体制	
		内 容	実 施 時 期	内 容	主管課等
1 資格の適用適正化の推進 (1) 資格の適用適正化	継 続	① 世帯内の社会保険等の扶養に移行可能なものを調査し、被扶養者となれる場合は申請するよう指導する。	12月～1月	リストから該当者を抽出し、書面にて照会する。	保険年金課
	継 続	② マル学証交付者で、卒業予定を過ぎても届出のないものを調査し、社会保険等に参加の場合は届け出るよう指導する。	2月～5月	期限切れリストから、世帯主に連絡する。	保険年金課
	継 続	③ ワライン資格確認情報等で社会保険等加入者を把握し、届け出るよう指導する。	通 年	国保の未届者を把握し、連絡をする。	保険年金課
	継 続	④ 資格取得から1年以内である外国人被保険者にかかる療養についての聞き取りを行う。	通 年	疑義がある場合、入管に連絡する。	保険年金課
	継 続	① 市の広報紙「たかおか市民と市政」やホームページに、就職して社会保険等を取得した場合などは国保脱退の手続きをするようPRする。	4.7.11.2月	手続き漏れを防ぐため、あらゆる機会を通じ国保の周知徹底を図る。	保険年金課
	継 続	② マル学申請の手続きについてPRをする。	3月		保険年金課
	継 続	③ 新規加入時に各種申請及び国保脱退手続きについて説明するとともに、パンフレットを渡す。	通 年		保険年金課
	継 続	① マイナンバーの情報連携を利用した所得照会により、適正かつ迅速な賦課を行う。	通 年		保険年金課
	継 続	① 市の広報紙「たかおか市民と市政」やホームページなどで、加入者及びその世帯主は申告が必要である旨をPRし、申告を促す。	2月、5月		保険年金課
	継 続	③ 未申告世帯の調査を行い、申告勧奨を行うことにより、未申告者の解消に努める。	6月、8月、9月	当初賦課世帯の未申告者等に申告勧奨	保険年金課
2 適正な賦課の推進	継 続	④ 災害で重大な損害を受けた場合や、失業、廃業が原因で収入が減少した場合などにより、生活が著しく困難となったと申出のある方に対し、個々の状況に応じた減免制度の適用や分割納付による納付方法の変更を行う。	通 年		保険年金課 納 税 課

事業項目	新規継続 の別	事業実施方法		事業実施体制	
		内 容	実 施 時 期	内 容	主 管 課 等
3 収納率向上対策の推進					
(1) 収納体制の強化	継 続	① 保険税及び市税の収入確保を図るため、徴収体制を確立し、収納率の向上に努める。	通 年	協力体制の確立	納 税 課
	継 続	② 債権差押チームを結成し、訪問催告の強化及び差押え等を実施する。	2 月	納税課との連携	納 税 課 保険年金課
(2) 納税相談の実施（窓口）	継 続	① 諸届け時に、端末で収納状況を把握し、納まっていない場合は納税相談を実施する。	通 年	納税課との連携	納 税 課 保険年金課
	継 続	② 高額療養費や療養費、葬祭費等の申請時に、収納状況を把握し、納まっていない場合は納税相談を実施し、税に振替えてもらう。	通 年	納税課との連携	納 税 課 保険年金課
	継 続	② 休日・夜間納税相談窓口の開設（毎月 1 回以上）	通 年	納税課との連携 （開設日については関係課と要調整）	納 税 課 保険年金課
(3) 催告等	継 続	① 初期段階の滞納者に対し、市税納付お知らせセンターから電話催告する。	通 年	未納者リストを基に連絡する。	納 税 課
	継 続	② 滞納者に対する文書催告、実態調査、追跡調査を実施し、納税相談等に 応じない者には資格証明書を交付する。	通 年	対象者の調査表を作成し、実態調査を行 う。	納 税 課 保険年金課
(4) 滞納原因の調査	継 続	① 社会保険等加入の有無の調査	通 年		保険年金課
	継 続	② 納税通知書の返戻等をもとに居所不明者の実態を調査し、居住していな い事実が判明したときは、市民課へ職権消除を依頼する。	通 年	返戻者リストを作成し、実態調査を行 う。	保険年金課
	継 続	③ 滞納者情報を共有し、滞納原因の解消について協議する。	通 年	対象者リストを基に対応を協議	納 税 課 保険年金課
(5) 滞納者対策の強化	継 続	① 納税相談機会の増加を図るため、短期証を交付する。 納税に誠意が見られる場合は一般証を交付する。	7.10 月	滞納調査書（短期証該当予定者リスト） を基に短期交付者、資格証明書交付予定 者を抽出する。	保険年金課 納 税 課
	継 続	② 滞納者との接触の機会を増やすため、短期証の発行を行っており、短期 証の更新時を利用し、滞納者の生活状況を確認する（納税相談）。 納付に応じない場合は、納税課・保険年金課合同で、財産調査、差押え、 搜索を実施する。	7.10 月		保険年金課 納 税 課

事業項目	新規継続 の別	事業実施方法		事業実施体制	
		内 容	実施時期	内 容	主管課等
(6) 滞納をつくらない環境 づくり	継 続	① 国保加入届出時に、保険税の算定方法、税額について説明する。	通 年		保険年金課
	継 続	② 保険税は世帯主の国保加入の有無にかかわらず、世帯主に課税されることを説明する。	通 年		保険年金課
	継 続	③ 国保窓口で口座振替の加入を促進する。 当初の納税通知書発送時等において、自主納付者全員に口座振替の加入を促進する。	通 年 7月～8月		保険年金課
	継 続	④ 納税推進員による戸別訪問時に口座振替への移行を勧奨する。	通 年		納 税 課
	継 続	⑤ 外国人世帯に対する未納者対策として、日本語の理解が難しい世帯であれば、会社など連絡事項が伝わる場所を連絡先に加えてもらう。	通 年		保険年金課
	継 続	⑥ 多様な納税手段について、情報収集や導入の検討を行う。	通 年		納 税 課
	継 続	⑦ 外国人向け納税案内パンフレットを作成し、税に対する理解の促進及び納税の大切さを周知する。	通 年	令和2年9月から配置	納 税 課
	継 続	⑧ スマートフォンの決済アプリの利用を周知し、利便性の向上を図る。	通 年	令和3年4月から	納 税 課
	継 続	⑨ 督促手数料の徴収実施	通 年	令和3年4月から	納 税 課
	継 続	⑩ Web 口座振替受付サービスの利用を促し、口座振替の加入を促進する。	通 年	令和4年4月から	保険年金課
	新 規	⑪ 地方税お支払サイトでの納付及び地方税統一 QR コードを活用した納付を可能とし、利便性の向上を図る。	通 年	令和6年7月から	納 税 課
		被保険者に国保制度の趣旨、目的、事業等について啓発するとともに、健康意識の高揚を図る。	通 年		保険年金課
	継 続	① 国保制度や保険税について継続してPRしていくとともに、納期限の周知徹底を図る。	通 年		保険年金課
	継 続	② 国保窓口や各支所の窓口に国保に関するパンフレット等を配置する。	通 年		保険年金課
(7) 広報等	継 続	③「たかおか市民と市政」やホームページ、チャットボットなどに納期の案内、休日・夜間納税相談窓口の日程、納期内納付についての記事を掲載し、納付の推進を図る。	通 年		納 税 課

事業項目	新規継続 の別	事業実施方法		事業実施体制	
		内 容	実 施 時 期	内 容	主管課等
4 医療費適正化対策の推進 (1) レセプト点検	継 続	① レセプト点検の強化により医療費の上昇を抑制し、財政効果を高める。	4月～3月	レセプト二次点検業務は国保連合会 に委託し、県内統一基準による点検を 実施する。 (⑤～⑦は国保連合会へ委託)	保険年金課
	継 続	② 電算処理を利用した資格照合点検を行う。	毎 月		
	継 続	③ 重複請求の発見に努める。	毎 月		
	継 続	④ 新聞記事等により第三者行為の発見に努める。	毎 月		
	継 続	⑤ 療養費と医科との併給点検を行う。	毎 月		
	継 続	⑥ 電算処理を利用した給付内容の確認・点検を行う。	毎 月		
	継 続	⑦ レセプトから第三者行為の発見に努める。	毎 月		
	継 続	⑦ 点数の点検（検算）を行う。	毎 月		
	継 続	① 世帯の医療費を通知することにより、健康に対する自覚を高めてもらうと ともに、医療費の状況を理解してもらう。	年6回	富山県統一様式	保険年金課
	継 続	② ジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品に切り替 えた場合の負担軽減額を通知する。	6月、11月		
(2) 医療費通知等	継 続	① KDB（国保データベース）システムから得られるレセプト情報や特定健診 データから、本市における現状を把握し、保健事業を進めるうえで参考と する。 また、健康増進課や高齢介護課と連携し、本市における現状を広く市民 へ周知する。	通 年		保険年金課 健康増進課 高齢介護課
	継 続	② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業と連携して保健事業を 行い、医療費の適正化を図る。	通 年		
(3) 医療費分析	継 続	① 市民が、健康づくりに取り組みやすいよう、保険年金課と健康増進課の健 診内容等を掲載した「健診・人間ドックのご案内」・「がん検診のお知らせ」 を作成・配布する。	通 年		保険年金課 健康増進課
	継 続	② 新規国保加入者を対象とした保健事業に関する案内を作成し、特定健診・ 人間ドック、がん検診、健康教室等の周知により、健康意識の向上を図る。	通 年		
5 保健事業の推進 (1) 健康教育事業	継 続	① 市民が、健康づくりに取り組みやすいよう、保険年金課と健康増進課の健 診内容等を掲載した「健診・人間ドックのご案内」・「がん検診のお知らせ」 を作成・配布する。	通 年		保険年金課 健康増進課
	継 続	② 新規国保加入者を対象とした保健事業に関する案内を作成し、特定健診・ 人間ドック、がん検診、健康教室等の周知により、健康意識の向上を図る。	通 年		

事業項目	新規継続 の別	事業実施方法		事業実施体制	
		内 容	実 施 時 期	内 容	主 管 課 等
(2) 健康診査事業	継 続	① 人間ドックを実施し、疾病の早期発見、早期治療を推進し、疾病の発症及び重症化を防ぐ。	4月～3月		保険年金課
	継 続	② 健康診査を受診する機会のない30歳から39歳の被保険者に対し、若い頃から自分の健康について関心を持って生活習慣を見直し、健康増進を図ることを目的とした生活習慣病予防健康診査を実施する。また、健診の結果に基づく保健指導及び医療機関への受診勧奨を実施する。	4月～3月		保険年金課 健康増進課
(3) 特定健診・特定保健指導事業	継 続	① 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に生活習慣の改善を図り糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施する。	4月～3月		保険年金課 健康増進課
	継 続	② 特定健診受診者全員に対し、結果表の見方や生活習慣に関する健康相談の開催等について情報提供を行う。	6月～3月		保険年金課 健康増進課
	継 続	③ 効果的な保健指導を実施するため、糖尿病及び腎機能等の健診結果をわかりやすく「見える化」したリーフレットを提供する。 (健診結果お知らせ事業)	4月～10月		保険年金課 健康増進課
(4) 健康相談事業	継 続	① 被保険者からの申し出に応じ、健康増進課と連携して保健師・管理栄養士等が健康相談を行い、健康の大切さを再認識してもらうことにより、健康意識の向上を図る。	通 年		保険年金課 健康増進課
(5) 訪問指導事業	継 続	重複・多受診者、重複服薬者等に対し健康管理に関するアドバイスをするため、KDB システムから得られるレセプトデータを活用して、国保雇用看護師3名が訪問指導等を行う。 ① 重複・多受診者、重複服薬者 ・重複受診・・・同一月内に同一診療科（同一疾病）の医療機関に2ヶ所以上受診している者 ・多受診・・・同一月内に3ヶ所以上の医療機関に受診している者 ・頻回受診・・・同一月内に同一診療科（同一疾病）の医療機関に15回以上受診している者 ・重複服薬・・・同一月内に3ヶ所以上の医療機関より同一薬効の薬剤投与を受けている者	通 年		保険年金課

事業項目	新規継続 の別	事業実施方法		事業実施体制	
		内 容	実施時期	内 容	主管課等
6 事務処理の適正化	継 続	・多剤服薬・・・同一月内に 15 以上薬剤処方を受けている者 ② 人間ドック受検者 要治療及び要精密検査であった者に対し、郵送による受診勧奨を行う。 特定健診結果を活用し、糖尿病等の重症化予防を目的として、郵送及び家庭訪問等による保健指導及び医療機関への受診勧奨を行う。 ① 生活習慣病重症化予防 HbA1c、血圧、LDL コレステロール、中性脂肪、尿たんぱく、eGFR 値の結果において、受診勧奨及び保健指導が必要な者 ② 糖尿病性腎症重症化予防 HbA1c、尿たんぱく、eGFR の値を組み合わせで判定した結果において、受診勧奨及び保健指導が必要な者	通 年		保険年金課 健康増進課
	継 続	① 「富山県国民健康保険運営方針」に基づき、「富山県国保運営方針等連携会議」等において、国保事務の効率化、標準化を進める。	通 年		保険年金課
	継 続	② 県補助金等の交付申請にあたっては、複数の担当者が関与する体制を整え、適正な事務処理を行う。	通 年		保険年金課
7 研修体制の充実		① 職員の資質向上のために、毎月 1 ～ 2 回国保制度の仕組みや本市国保事業の現状、課題等を研修する。	通 年		保険年金課
		② 国保事務をマニュアル化し、職員に研修を行う。	随 時		
		③ 県や国保連合会で行う研修に積極的に参加する。	随 時		
		④ 国保連合会万葉支部の研修に参加するとともに、各市と情報交換する中で優れた施策を今後の事務の参考にする。	年 1 回		
		⑤ 国保連合会などを通じ先進都市を視察し、優れた施策について、今後の国保事務の参考にする。	年 1 回		

国 保 事 業 年 間 予 定 一 覧

事業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
収納率向上 対策の推進	← → 〔収納活動の体制強化・窓口業務を通じての未納者対策の徹底・納税環境の整備〕												
	← → 〔納税の啓発促進のための広報活動の推進〕												
	← → 高額滞納者に対する搜索、差押えの実施 債権差押チームによる 差押え・臨戸訪問等の実施												
	← → 休日窓口開設（毎月1回以上）、夜間窓口開設（毎月1回）												
滞納者対策 の強化	← → 〔市広報等による納期案内〕												
	← → 短期証の発送 （3ヶ月証） 短期証の発送 （3・6ヶ月証） 短期証の発送 （3ヶ月証）												
口座振替加 入促進	← → 〔Web 口座振替受付サービスの利用PRの推進〕												

事業項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備 考
電話・文書 催告等		催告書送付		差押予告送付		催告書送付						催告書送付	
					未納者に対する文書催告（適時）								
					未納付者への電話催告（市税納付お知らせセンター）								
		市外滞納者実態調査			高額滞納者実態調査							高額滞納者実態調査	
適正な賦課 の推進	市広報による申告勧奨	未申告世帯調査・申告勧奨		未申告世帯調査・申告勧奨						市広報による申告勧奨			
被保険者資 格の適用適 正化の推進													
			〔窓口業務を通じた資格の適正化の促進・オンライン資格確認情報等を活用した社会保険等加入者への資格適正化〕										
									適正化リスト出力（社会保険等の扶養勧奨）				
	マル学・マル遠発行者 有効期限切れ調査										マル学・マル遠発行者 有効期限切れ調査		
					居所不明等の実態調査								
					市広報等を通じた国保の手続等の周知								
					減免制度の適用や分割納付による納付方法の変更								

[illegible]

事業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
医療制度改革への対応													
					〔医療制度改革に対する周知等〕								
事務の効率化、標準化への対応													
					〔富山県国保運営方針等連携会議等への出席〕								
管理全般													
	決算（前年度） 国保事業の収支状況報告						次年度予算要求	仮係数に基づく 次年度の収支見込		確定係数に基づく国保事業費 納付金額の報告・次年度の 予算対応（財政課・上局）			
		国保運営協議会① 民生病院常任委員会									国保運営協議会②		
	予算管理及び 事業項目の進捗管理		6月補正			9月補正			12月補正			3月補正	